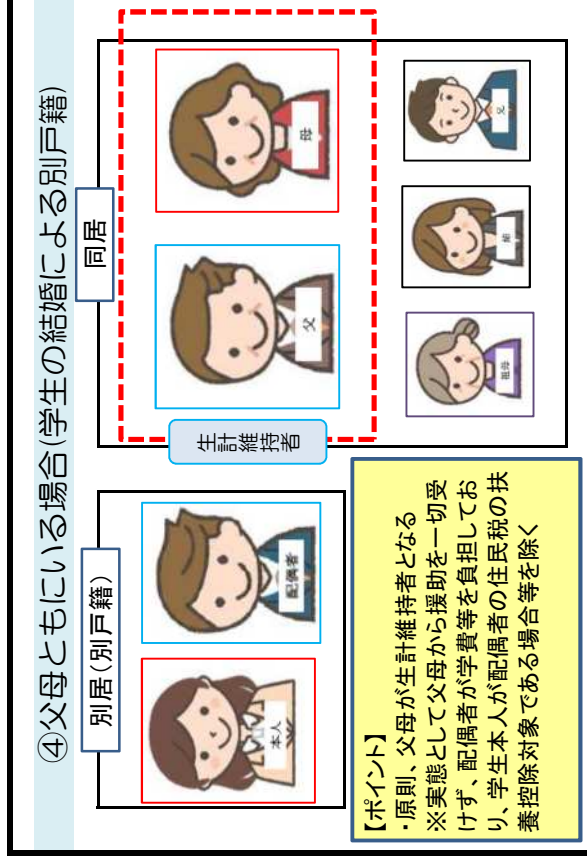
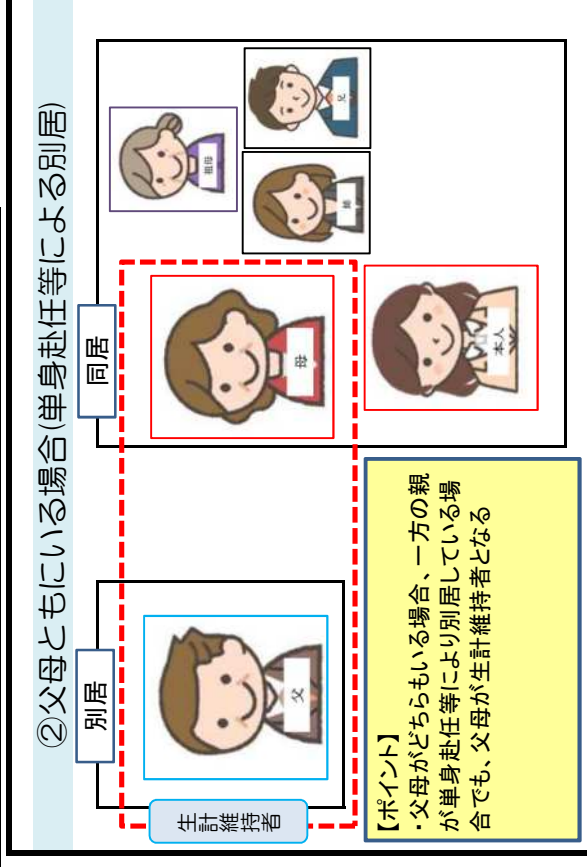
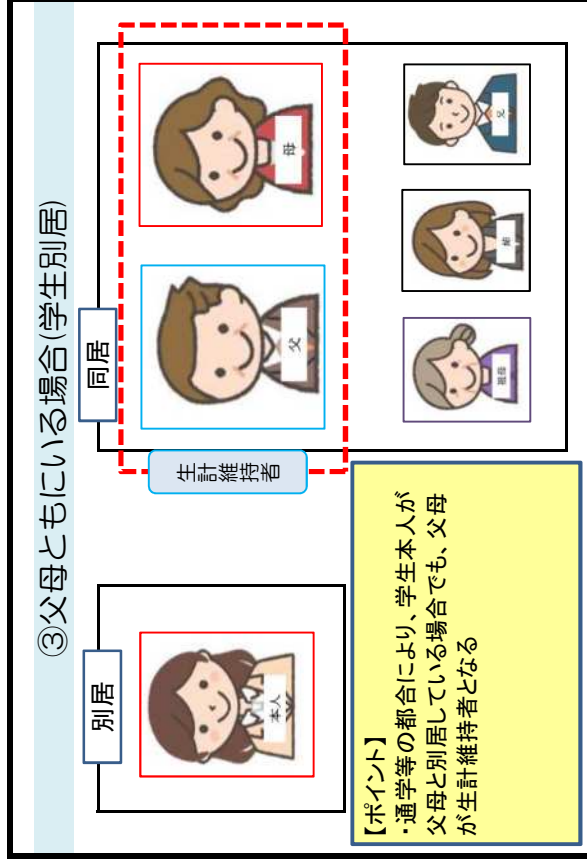
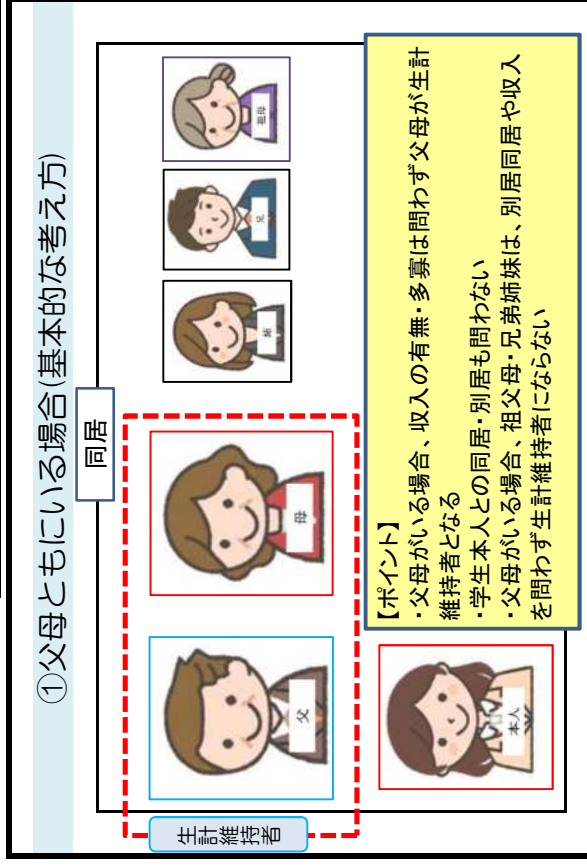
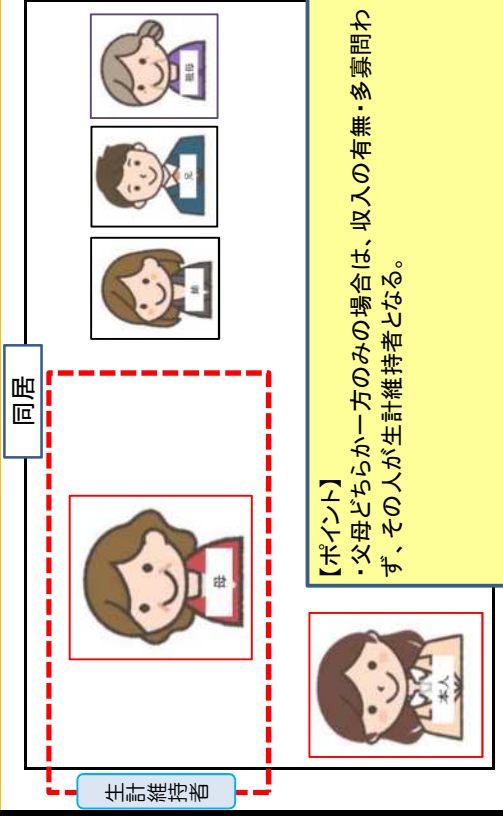


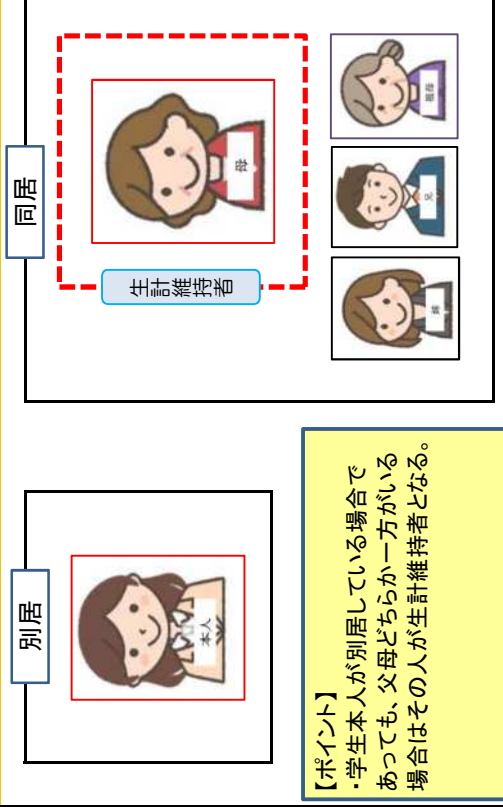
生計維持者に関する主なパターン図（令和2年4月開始の授業料等減免制度）



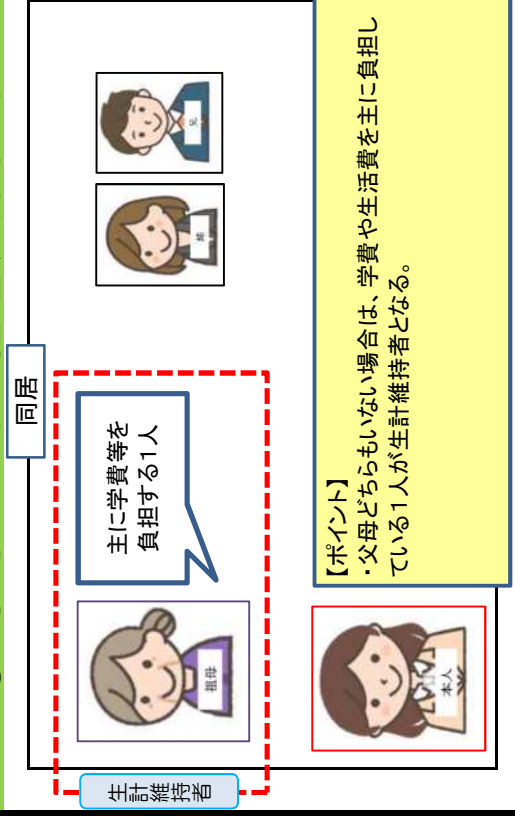
⑤ 父母どちらか一方のみがいる場合(基本的な考え方)



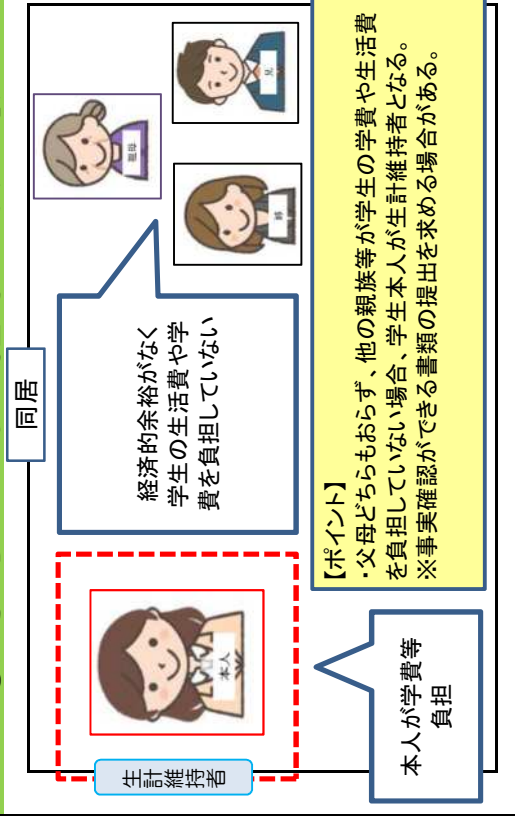
⑥ 父母どちらか一方のみがいる場合(学生別居)



⑦ 父母どちらともいない場合(基本的な考え方)



⑧ 父母どちらともいない場合(学生の独立生計)



生計維持者に係るQ & A

【基本的な考え】

Q 1 授業料減免申請時に「生計維持者」の課税証明（収入証明）を提出したり、資産額を申告したりすることが必要とのことですが、「生計維持者」とは誰のことですか。

A 1 原則として申請者（学生本人）の父母が「生計維持者」になります。

なお、父母については、学生本人との同居・別居、収入の有無・多寡は問いません。

父母ともにいない場合は、学生本人の学費や生活費を負担している人(複数いるときは主な人)1名が「生計維持者」となり、そのような人がいない場合は学生本人自身が「生計維持者」となります。

なお、これらは原則的な考え方であり、個別のケースについては、下記のとおり取扱います。

【父母ともにいる場合】

Q 2 父は単身赴任で別居しており、学生本人は母と同居しています。「生計維持者」は誰ですか。

A 2 父母（2名）です。

Q 3 学生本人は父母と同居しており、父は働いていますが、母は専業主婦で無収入です。「生計維持者」は誰ですか。

A 3 父母（2名）です。

Q 4 学生本人は父母の住んでいる実家を離れてアパートで（又は寮などで）暮らしています。「生計維持者」は誰ですか。

A 4 父母（2名）です。

Q 5 両親ともに自己破産しました。「生計維持者」は誰ですか。

A 5 父母（2名）です。

※他にも以下の事例においては、父母（2名）が「生計維持者」となります（祖父母や兄弟等は「生計維持者」に含まれません）。

- ・ 本人は父母と離れて暮らす兄と同居している
- ・ 父母は生活保護を受給しており、本人は大学に入るため世帯を分離したが、父母と同居している
- ・ 本人は父と折り合いが悪いため一人暮らしをしている
- ・ 父母は生活保護を受給しており、本人は大学に入るため世帯を分離し、父母と離れて暮らす社会人の兄と同居している 等

Q 6 父母は無職で、祖父から援助してもらっています。「生計維持者」は誰ですか。

A 6 原則、父母（2名）が「生計維持者」となります。

ただし、祖父が学生本人の未成年後見人となっている場合や、学生本人と父母とが明らかに同一生計と認められない場合（例：父母と別居し、連絡がつかないような状況）にあつては、父母ではなく、祖父が「生計維持者」となります。この場合、事実関係が確認できる書類の提出を後日求める場合があります。

Q 7 学生本人が結婚しており、父母とは戸籍も住居も分かれています。「生計維持者」は誰ですか。

A 7 別戸籍であっても、父母がいる場合は、原則、父母（2名）が「生計維持者」となります。

ただし、父母と同一生計とは認められない場合（例：実態として父母から学費や生活費の援助を一切受けず、学生本人の配偶者が学費や生活費を負担している場合であつて、学生本人が自身の配偶者の住民税の扶養控除対象となっているような場合）にあつては、父母ではなく、学生本人の配偶者（1名）が「生計維持者」となります。

Q 8 学生本人が結婚しており、学生が自身の配偶者を扶養しています。「生計維持者」は誰ですか。

A 8 納税手続きにおいて、学生本人が配偶者の扶養者となっている場合は、学生本人（1名）が「生計維持者」となります。

【父母ともにいるが、連絡が困難等の場合】

Q 9 父母は生存していますが、父は行方不明で学生本人は母と同居しています。父を「生計維持者」に含める必要がありますか。

A 9 この場合、母（1名）が「生計維持者」となります。また、父が行方不明であることが確認できる書類の提出を後日求める場合があります。

※他にも以下の事例においては、母（1名）が「生計維持者」となります（原則、その他の親族等は「生計維持者」には含みません）が、事実関係が確認できる書類の提出を後日求める場合があります。

- ・ 本人と母は、父のDVから逃れるため父とは別居し、別生計となっている
- ・ 父は精神疾患・意識不明で意思疎通ができず、本人は母とともに生活している 等

Q 10 父母ともに行方不明で、祖父母と同一生計で暮らしています。「生計維持者」は祖父母（2名）でしょうか。

A 10 祖父母のうち、主に生計を維持している人（1名）が「生計維持者」となります。また、父母が行方不明であること等が確認できる書類の提出を後日求める場合があります。

ます。

【社会的養護が必要な者である（あった）場合】

Q 1 1 学生本人は児童養護施設で生活（「社会的養護が必要な者」に該当）しています。

「生計維持者」は誰ですか。

A 1 1 父母の有無に関わらず、以下のいずれかに該当する場合は、学生本人（1名）が「生計維持者」となります。この場合、施設に入所している又は入所していた証明書の提出が必要です。（以下に該当しない場合は、「基本的な考え方」に基づいて判断されます。）

- ・ 授業料等減免申請日現在において、施設に入所している
- ・ 授業料等減免申請日現在において施設を退所しているが、高校卒業時点又は 18 歳になるまで施設に入所していた

※里親に養育されている（いた）人も準じた扱いとなります。

【父母が離婚又は離婚調停中の場合】

Q 1 2 父母は離婚調停中で、学生本人は母と同居しています。「生計維持者」は誰ですか。

A 1 2 「生計維持者」は原則父母（2名）ですが、父と学生本人が同一生計であると認められない場合は、母（1名）が「生計維持者」となります。この場合は、事実関係が確認できる書類の提出を後日求める場合があります。

Q 1 3 父母が離婚し、親権者は父ですが、学生本人は親権のない母と二人暮らしです。「生計維持者」は母（1名）でしょうか。

A 1 3 この場合の「生計維持者」は原則として父母（2名）となります。親権者は未成年の子に対して身分上・財産上の監督保護を行う義務がありますので、学生本人と別居していても親権者である父は「生計維持者」に含まれます。

Q 1 4 父母が離婚し、学生本人は親権者である母と二人暮らしです。父から養育費が支払われていますが、父は「生計維持者」に含まれますか。

A 1 4 養育費を支払っていても、親権を持たず学生本人と同一生計でない父は、「生計維持者」に含まれません。この場合は、母（1名）が「生計維持者」となります。

Q 1 5 父母は離婚し、学生本人は父とその再婚相手とともに生活しています。「生計維持者」は誰ですか。

A 1 5 同一生計である父とその配偶者（義母）の2名が「生計維持者」となります。養子縁組を行っていない場合も、同じく、2名が「生計維持者」に含まれます。

※学生本人と同一生計である父又は母に配偶者がいる場合は、当該父又は母とその配偶者（ただし、学生本人と同一生計とは認められない場合を除く。）の2名が「生計維持者」となります。

Q 1 6 父母は離婚し、学生本人は母とその内縁の夫と 3 人で生活しています。「生計維持者」は誰ですか。

A 1 6 父又は母と内縁関係（事実婚）にある者について、内縁の夫又は妻と学生本人が同一生計（当該者が学生本人の学費や生活費を負担している場合や、納税時に学生本人を被扶養者に行っている場合）のときは、Q 1 5 と同様に 2 名が「生計維持者」になります。

【父母ともに又は父母のいずれかと死別した場合】

Q 1 7 父は死亡し、学生本人は母と二人暮らしです。「生計維持者」は誰ですか。

A 1 7 母（1 名）が「生計維持者」となります。

Q 1 8 父母が死亡し、学生本人は未成年後見人である祖父と、叔父夫婦とともに生活していますが、祖父は年金暮らしで、主に叔父夫婦の収入で生活は成り立っています。「生計維持者」は誰ですか。

A 1 8 原則、未成年後見人である祖父（1 名）が「生計維持者」となります。ただし、例えば、未成年後見人である祖父と学生本人は明らかに別生計であって、叔父が学生の学費や生活費を主に負担しているような場合にあっては、叔父（1 名）が「生計維持者」となります。

Q 1 9 父母が死亡し、成人している学生本人は、祖父と叔父夫婦とともに生活しています。祖父は年金暮らしで、主に叔父夫婦の収入で生活は成り立っています。「生計維持者」は誰ですか。

A 1 9 叔父夫婦のうち、主に生計を維持する方（1 名）が「生計維持者」となります。

Q 2 0 父母も祖父母も死亡し、学生本人は未成年ですが未成年後見人が選任されていません。兄と生活していますが、兄はまだ学生で、貯金を切り崩して生活しています。「生計維持者」は誰ですか。

A 2 0 父母、祖父母ともに死亡し、兄弟姉妹がいる場合で、その親族が病気や就学等で本人を扶養するだけの資力がない場合は、学生本人（1 名）が「生計維持者」となります。この場合、事実関係が確認できる書類の提出を求める場合があります。

Q 2 1 父母が死亡し、学生本人は貯金を切り崩して生活しています。祖父母や叔父・叔母はいますが、経済的余裕がないため、学生本人の学費や生活費を負担していません。「生計維持者」は誰ですか。

A 2 1 学生本人（1 名）が「生計維持者」となります。この場合、事実関係が確認できる書類の提出を後日求める場合があります。